

介護現場における ハラスメントの防止について

近年、介護現場において、職員に対する利用者や家族からの様々なハラスメントが大きな問題となっています。利用者や家族と事業者の信頼関係があつてこそ、よりよいサービスの提供が可能となります。介護職員が安心して働くことができる環境作りにご理解とご協力をお願いします。

なお、ハラスメント行為を行った場合、サービスが利用できなくなる場合がありますのでご注意ください。



身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為（職員が回避したため危害を免れたケースを含む）

【例】

ものを投げつける、手を払いのける、叩く、蹴る、ひっかく、つねる、唾を吐く 等



精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

【例】

大声を発する、怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける、理不尽な要求をする 等



セクシュアルハラスメント

意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

【例】

必要も無く触る、抱きしめる、ヌード写真を見せる、性的な言動を繰り返す 等

定期的に自身の行動を振り返りましょう

介護職員の手を払ったり、つねったりしていませんか？	はい・いいえ
ものを投げつけたり、唾 ^{つば} を吐いたりしていませんか？	はい・いいえ
「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求をしていませんか？	はい・いいえ
大声を出したり、怒鳴 ^{どな} りつけたりしていませんか？	はい・いいえ
威圧 ^{いあつてき} 的な態度で文句を言い続けていませんか？	はい・いいえ
気に入っている職員以外に批判的な言動をしていませんか？	はい・いいえ
必要もなく介護職員の手や腕などを触っていませんか？	はい・いいえ
卑猥 ^{ひわい} な言動はしていませんか？	はい・いいえ

ハラスメントは、誰もが加害者にも被害者にもなり得る可能性を持っています。
自分には無縁と思っていても、迷惑をかけていることがあるかもしれません。
冷静になって、自分の言動と周囲の人との関係性について、振り返ってみることが必要です。

利用者・家族と介護職員がお互いに尊重する気持ちを持って行動しましょう。

【問い合わせ先】

邑楽町役場 健康福祉課	電話 0276-47-5021 (直通)
邑楽町地域包括支援センター	電話 0276-80-9300